

整骨院・接骨院の正しいかかり方

整骨院・接骨院では、保険医療機関とは違い、健康保険が使える場合が限られています。さらに健康保険が使える場合にも注意が必要なこともあるので、整骨院・接骨院の正しいかかり方について確認しましょう。

柔道整復師は医師ではないので、健康保険が使える施術が限定されています

病院等の保険医療機関では、医師は問診、レントゲン撮影や血液検査などを行ったうえで、注射や薬、手術等による治療をします。しかし、整骨院等で施術を行う柔道整復師は医師ではないのでこうした治療は認められておらず、健康保険が適用される施術は限定されています。打撲、ねんざ、挫傷(肉離れなど)、骨折、脱臼以外の症例で施術を受けた場合は全額自己負担となります。

健康保険が適用される施術の症例は…
打撲、ねんざ、挫傷(肉離れなど)、
骨折*、脱臼*に限定されています。

※応急手当をする場合をのぞき、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

整骨院等の看板などに健康保険適用とあっても、限られた症例しかみてもらえないということなの？



健康保険が使えない例 (全額自己負担)

- ・日常生活からくる肩こり、筋肉疲労
- ・神経痛・リウマチ・五十肩などからくる痛み・こり
- ・過去の交通事故等による後遺症
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状の改善の見られない長期の施術
- ・保険医療機関で治療中の負傷
- ・労災保険が適用となる仕事や通勤途上に起きた負傷*

※仕事や通勤途上に起きた負傷は、健康保険ではなく、労災保険が適用されます。

いいえ。
左のような施術では健康保険が適用されず、**全額自己負担**になるということです。



整骨院・接骨院にかかるときのチェックポイント

✓ 負傷原因を正確に伝える
外傷性のケガでない場合や、労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷の場合は、健康保険は使えません。

✓ 「療養費支給申請書」に署名するときは、記載内容をよく確認のうえ、自分で署名する必ず、負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認し、「療養費支給申請書」に自分で署名してください。白紙の申請書には署名しないでください。

※全額支払い、あとで健保組合に申請して還付を受ける「償還払い」の整骨院・接骨院もあります。

✓ 領収書は必ず受け取り、大事に保管する
施術を受けたら、そのつど領収書をもって保管してください。医療費控除を受ける際に必要になる場合があります。

✓ 施術が長期にわたる場合は病院へ
整骨院等の施術を受けても、症状が改善しない場合、内科的要因も考えられます。3カ月以上施術が続く場合は、原因をはっきりさせるためにも、医師の診察を受けることをおすすめします。

保険料を適正に活用するため、
健保組合から施術内容等を照会することがありますので、ご協力ください。